

## 「おいらせ町スポーツ少年団交付金」の新設について

おいらせ町スポーツ少年団本部に加盟する分団の指導者確保と育成、団員育成などを支援するため、「おいらせ町スポーツ少年団交付金」の新設を提案するものです。

### 1 従来の支援制度

「おいらせ町スポーツ少年団指導員に関する規定」に基づく謝礼金

指導員は町が委嘱し、100人以内の登録制として、下記の役割を担う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技指導を行う。
- (2) 学校、公民館、おいらせ町教育委員会等の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (3) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ、協力すること。

謝礼金額は1人1万円（例年90万円を予算計上しています）

現状は町から指導員を委嘱しておらず、各スポ少分団が個々に指導者を確保しています。指導の範囲も分団内での指導にとどまり、住民などの求めに応じた活動を行っているとは言えません。登録している指導者すべてが謝礼金を受け取っているわけではなく、その使途もまちまちです。

このため上記規定を廃止し、新たに分団に直接支援する交付金を設立するものです。

### 2 おいらせ町スポーツ少年団交付金の概要

(1) 交付額	[基本割25,000円] + [人数割1,000円×団員数（当該年度6/30時点）] ※令和3年度の分団数と団員数から、支出額80万円程度と試算
(2) 対象事業	1) 分団の指導者確保と育成に関する事業 2) 分団の選手育成と活動に関する事業 3) 各分団及び関係団体との交流事業 4) その他分団活動の目的を達成するために必要な事業

特に令和3年度から、日本スポーツ少年団が行う指導者育成と登録制度に下記のとおり経費がかかります。分団には下記の資格を持つ指導者を少なくとも2人はおく必要があります。これらの経費を町が直接負担するのではなく、交付金などの財源を活用し、それぞれの分団で計画的に指導者を確保してもらうことになります。

資格	資格にかかる経費
スタートコーチ (指導資格がない人)	講習会／受講料5,000円 初回登録料／受講の翌年度に13,000円 以降／前回登録後4年目の前年度に10,000円
コーチングアシスタント (認定員資格のある人)	令和5年度から 初回登録料／13,000円 以降／前回登録後4年目の前年度に10,000円